

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第48号）（総合企画局国際交流・共生推進室）

本市の国際親善交流の発展を目的として、京都市国際交流会館を整備する事業及び京都・ケルン姉妹都市提携60周年記念事業を実施する必要があることから、これらの実施に必要な財源に充てるため、次のとおり、事業補助等国際親善交流基金の一部を処分することとしました。

基金名	改正前	改正後
事業補助等国際親善交流基金	539,072,075 円	523,425,669 円

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 48号

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例

京都市国際親善交流基金条例の一部を次のように改正する。

別表事業補助等国際親善交流基金の項中「539, 072, 075」を「523, 425, 669」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総合企画局国際交流・共生推進室)